

## 港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための 基金を活用した復旧復興事業の基本的考え方について

### 1 震災復興基金の設置の経緯

平成23年の東日本大震災及び平成28年の熊本地震では、これまでに例のない甚大な被害が発生し、迅速な復旧復興のための支援など、従来の震災対策における課題が提起されました。

区においても、首都直下地震等の震災が発生した場合には、多数の人的被害や建物被害が予想され、復旧復興には長い期間と大きな財政負担が必要となることから、平成29年4月に区は、震災の被害から区民の生命・財産を守り、速やかな復旧復興を実現するための財源確保を目的とした港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金（以下「震災復興基金」といいます。）を設置しました。

### 2 震災復興基金を活用した復旧復興事業の基本的考え方

- (1) 震災復興基金は、復旧復興までに長い期間及び大規模な財政負担を要する災害として災害救助法が適用される地震災害及びこれに準ずる被害規模の地震災害の復旧復興事業に活用します。
- (2) 区は、震災復興基金を活用し、国及び東京都の財政上の措置・支援を待たず、また、財政上の措置・支援の有無に関わらず、震災後の速やかな復旧復興を図るために必要な復旧復興事業を実施します。
- (3) 災害応急対策、区民生活の再建、産業の復旧復興及びまちの復旧復興の4本の柱を軸に、震災復興基金を活用し、区が行う復旧復興事業を定めます。事業の具体的な内容と復旧復興の期間（応急対策・復興前期（発災～3年）、復興中期（4年～9年）、復興後期（10年～18年）の3期）ごとの経費の目途額は別紙のとおりとします。
  - ア 災害応急対策では、災害救助法に定められた区民の生命、財産を守るための対策を実施します。
  - イ 区民生活の再建では、損壊した住宅の解体・撤去、損壊した住宅の応急修理に係る費用の助成、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、住宅の被害程度に応じた生活再建特別支援金の支給などの支援を実施します。
  - ウ 産業の復旧復興では、被災した中小企業が事業継続できるよう、損壊した店舗・事務所等の解体・撤去、低利による融資あっせん、仮設商店街の設置などの支援を実施します。

エ まちの復旧復興では、がれき処理、区が管理する土木施設や区有施設の復旧、社会福祉施設の復旧の支援のほか、街区全体が大きな被害を受けた地域の面的な市街地整備等を支援します。

### 3 復旧復興事業の実施に当たっての要綱の整備

区民生活の再建や産業の復旧復興のための支援策については、それぞれ要綱を制定し、これに基づき実施します。

要綱制定に当たり、金額を含む具体的な支援内容については、災害発生時の被害状況や対象の規模を踏まえて決定する必要があります。また、法令等に基づく支援は、大規模災害が発生する都度、被害状況等を踏まえ対象や支援内容が変わる場合があり、要綱は国等の動向との整合も図らなくてはなりません。

このため、要綱は各所管において平時から案を準備しつつ、災害時に被害状況等の実態とともに国等の動向を踏まえて速やかに制定することとします。

### 4 今後のスケジュール

令和2年11月下旬          区ホームページ公表

## 震災復興基金活用の概要

港区地域防災計画（平成28年修正）で想定されている被害状況

想定する地震  
東京湾北部地震M7.3  
冬の夕方18時  
(風速) 8m/s  
(平成24年4月公表)

- ・死者 200人
- ・負傷者 9,127人
- ・避難者 51,313人
- ・帰宅困難者 約105万人
- ・停電率23.4% 断水率44.5%
- ・ガス供給停止率77.5～100%

- ・全壊家屋 木造：1,538棟  
非木造：596棟
- ・半壊家屋 木造：2,685棟  
非木造：1,703棟
- ・火災 276棟
- ・住宅再建に長期間を要する世帯345世帯

- ・全壊被害の事業所 1,213事業所
- ・大規模半壊、半壊の事業所 3,574事業所
- ・事業継続のために支援が必要な事業所8,983事業所

- ・がれき発生量 108万 t
- ・橋りょう 2本損壊
- ・道路241,893㎡が損壊
- ・区内社会福祉施設 全壊9施設 半壊26施設
- ・全区有施設の建物総面積 2.7%が損壊

支援内容		実施時期と財政負担(想定額)				国等の財政措置・支援の有無
		応急対策・復興前期(発災～3年)	復興中期(4年～9年)	復興後期(10年～18年)	計	
I 災害 応急 対策	○災害関連情報の広報(区) ○被災者の救出(警察・消防・区民) ○消防活動(消防) ○避難所の開設・運営(区・地域防災協議会) ○帰宅困難者の支援(区・滞留者対策協議会) ○医療救護活動(区・消防・医療機関) ○飲料水・食料・生活必需品の供給(区) ○道路等の障害物除去・ごみ及びし尿処理(区) ○遺体の捜索・火葬(区・警察等) ○住家被害調査・罹災証明書発行(区) ○ボランティア受入(区・社会福祉協議会) ○仮設住宅の整備(区)	182億円	19億	—	201億	○
	①損壊した住宅の解体・撤去	92億円	—	—	92億円	○
	②損壊した住宅の応急修理費用の助成	50億円	—	—	50億円	○
	③災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	25億円	—	—	25億円	○
	④災害援護資金の貸付	52億円	—	—	52億円	○
	⑤被災者生活再建特別支援金の支給	152億円	—	—	152億円	-
	⑥災害公営住宅の供給	12億円	38億円	13億円	63億円	○
II 区民 生活 の 再 建	⑦その他必要な支援	—	—	—	—	-
III 産 業 の 復 旧 復 興	①損壊した小規模企業等の店舗・事務所等の解体・撤去	20億円	—	—	20億円	-
	②低利融資のあっせん・信用保証料補助	112億円	28億円	10億円	150億円	-
	③小規模企業等再建支援金の支給	16億円	3億円	—	19億円	-
	④仮設商店街の設置	5億円	—	—	5億円	-
	⑤その他必要な支援	—	—	—	—	-
IV ま ち の 復 旧 復 興	①がれき・災害廃棄物の処理	225億円	75億円	13億円	313億円	○
	②道路・橋りょう等の土木施設の復旧	48億円	12億円	—	60億円	○
	③区有施設の復旧	36億円	9億円	—	45億円	○
	④区立小中学校の復旧	37億円	4億円	—	41億円	○
	⑤社会福祉施設の復旧	3億円	—	—	3億円	-
	⑥震災により街区全体が大きな被害を受けた地域の面的な市街地整備	9億円	150億円	255億円	414億円	○
	⑦その他必要な支援	—	—	—	—	-
合計		1,076億円	338億円	291億円	1,705億円	
国等の財政措置・支援		412億円	221億円	215億円	848億円	
実質区負担分		664億円	117億円	76億円	857億円	